

別表第1（第3条関係）

補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修費補助事業			
補助事業者	市町村					
	既存木造住宅の所有者等（注）の依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存木造住宅の所有者等（注）が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震改修設計に要する経費	既存木造住宅の所有者等（注）が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費			
限度額						
補助対象経費	戸建住宅及び併用住宅 33,000円／棟	共同住宅及び長屋 66,000円／棟	戸建住宅及び併用住宅 205,000円／棟	共同住宅及び長屋 411,000円／棟	戸建住宅及び併用住宅 925,000円／棟	共同住宅及び長屋 462,000円／戸 かつ 1,851,000円／棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円／棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円／棟を加算することができる。	ただし、木造住宅耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		
次に掲げる事項の全てに該当するもの						
補助要件	①診断する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するものの ②木造住宅耐震診断を一般財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの	①耐震診断士が設計するもの ②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果IW値が1.0未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が1.0未満と診断された住宅に係るもの ③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断（国立大学等の公的機関による実験データに基づき公表された数値（知事が認めたものに限る。）を用いるものを含む。以下同じ。）し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの ④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの 対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
補助率	4分の1以内					
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					

（注）既存木造住宅の所有者等とは、既存木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。

別表第2（第3条関係）

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業		
補助事業者	市町村				
	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する経費	既存非木造住宅の所有者等（注1）が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費		
限度額					
補助対象経費	戸建住宅及び併用住宅 33,000円／棟	共同住宅及び長屋 66,000円／棟	戸建住宅及び併用住宅 205,000円／棟	共同住宅及び長屋 411,000円／棟	戸建住宅及び併用住宅 925,000円／棟 かつ 1,851,000円／棟
	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円／棟を加算することができる。	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円／棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内とする。	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	
	次に掲げる事項の全てに該当するもの				
補助要件	①診断する住宅が、第2条第3号に規定する既存非木造住宅に該当するもの ②構造設計一級建築士等（注2）により実施するもの ③構造耐力上独立した1棟を単位として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第2次診断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価を行うもの	①構造設計一級建築士等が設計するもの ②非木造住宅耐震診断費補助事業、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業又は構造設計一級建築士等（注2）による診断の結果「倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされた住宅に係るもの ③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの ④当該設計により改修工事を行うものの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの ②対象となる既存非木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	④当該設計により改修工事を行うものの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
補助率	4分の1以内 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				

(注1) 既存非木造住宅の所有者等とは、既存非木造住宅の所有者及び空き家活用費補助事業と併用する場合の所有者から住宅を借り受ける個人、特定非営利活動法人又は住宅確保要支援者への居住支援団体（営利を目的としない団体に限り、任意団体を除く。）とする。

(注2) 構造設計一級建築士等とは、構造設計一級建築士又は鉄骨造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。

別表第3（第3条関係）

補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に限る）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う木造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額
	648,000円／棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断事業の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iw値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精密診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に係るもの</p> <p>③認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの</p> <p>④既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること。</p> <p>⑤申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上部構造評点を1.0以上にする工事を行うことの誓約書が提出されていること。</p> <p>⑥対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことという。

別表第4（第5条、第7条の2関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第3条関係）

補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等（注）の所有者が登録工務店、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）又は、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費
	限度額
	205,000円／件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1（ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8（点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。）を適用する。）、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

別表第6（第3条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等（注）を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円／件
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項及び第6条第1項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	市町村の補助する額の4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

別表第7（第3条関係）

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家住宅（公営住宅を除く。）及び空き建築物を、公的住宅として再生・活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸 (ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの
	②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事を実施する必要がない場合にあっては、住宅の断熱化、高齢化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水洗化工事
	③借り受ける空き家住宅又は空き建築物については、事業完了後、補助事業者が住宅として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの
	④対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。

別表第8（第3条関係）

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。	
	事業別限度額	
	戸別訪問	3,800円／戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)
	地区カルテの作成	2,600円／戸
	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用	12,000,000円 (委託料等の合計)
	出張説明会	30,000円／回
	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円／棟
	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	237,000円／棟
	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	600,000円／棟
	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費	195,000円／件
ただし、上記によりがたい場合は個別に協議して定めるものとする。		
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの	
補助率	4分の1以内 ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費については 4分の3以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

(注) 高齢者や低所得者等とは、65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者又はその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

別表第9（第3条関係）

補助事業名	空き家対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家対策の加速化を図るために市町村が実施する空き家住宅の調査及び実態を把握するために要する経費。 (ただし、住宅耐震対策市町村緊急支援事業で実施する「戸別訪問」及び「地区カルテの作成」に要する経費を除く。)
	限度額
	100,000円/戸
補助要件	空き家活用促進事業を計画的かつ効果的に実施するために行うもの。
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第10（第3条関係）

補助事業名	空き家活用費補助事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	空き家住宅又は空き建築物の所有者、その所有者から住宅を借り受ける個人又は特定非営利活動法人等（※1）が実施する、住宅確保要支援者（※2）が居住するための住宅への改修に要する経費（設計費を含む。）
	限度額
	1,824,000円/戸
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。</p> <p>②個人が所有する空き家住宅又は空き建築物であること。</p> <p>③当該事業により改修を行う空き家住宅及び空き建築物については、補助事業完了後10年以上、住宅確保要配慮者等の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、空き家バンク等（※3）に登録するもの。</p> <p>④空き家又は空き建築物を借り受ける者が空き家住宅又は空き建築物の改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認されたもの。</p> <p>⑤対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。</p>
補助率	<p>3分の1以内かつ市町村の負担する額以内</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

※1) 空き家住宅又は空き建築物の所有者から建物を借り受ける特定非営利活動法人又は営利を目的とせず、住宅確保要支援者への居住支援をしている団体（任意団体を除く。）

※2) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）や高知県への移住希望者等、市町村が住宅確保にあたって支援を要すると認める者（住宅確保要配慮者と併せて、以下「住宅確保要支援者」という。）

※3) 高知県居住支援協議会のホームページ、補助を行う市町村の空き家バンク※（a）又は「高知で暮らす。お家を探すねっと」※（b）

- ※(a) 地方公共団体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネット等を通じて提供する制度。
- ※(b) 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会、高知県内の市町村及び高知県が協力し、高知県内の市町村へ移住を希望する人向けに、空き家等の不動産情報を集めて発信するための専用ホームページ。

点検表 1

補強コンクリートブロック塀の点検表
(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい
	高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている	はい	いいえ
4 控壁 (高さが 1.2mを超 える塀の 場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの 1/5以上突出してある	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の 上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

点検表 2

組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち、1つでも不適合があれば組積造の塀の安全対策が必要です		
位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	いいえ	はい

測定基準表 1

木造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるものの	10	45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の腐朽又は破壊の程度	③基礎、土台、柱又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいものの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁（注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの（注）	15	
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの（注）	25	
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	30
			屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計 点

（備考） 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注） 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表 2

鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つものの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		⑥外壁、開口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	

合計 点

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表 3

コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁（注）	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25	
2	構造の劣化又は破壊の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しあびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁（注）	外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの（注）	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評点を適用するものとする。）	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しあびがあるもの	25	
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	

合計 点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応する各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

空き家活用リフォーム設計基準

【標準型】

項目	内容			
断熱改修工事	右記の断熱改修工事の範囲において、別表「断熱改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む階全体		
		「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下		
		「居間+脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下		
バリアフリー工事	右記のうち、いずれかの項目を一以上を実施すること。	手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から6)の施工部位のうち少なくとも3施工部位以上施工するもの
		段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
		廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
トイレの水洗化工事	和式便器から洋式便器等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改善するものに限る。)			

【こうち健康・省エネ住宅型】

こうち健康省エネ住宅型の工事は上記の断熱改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に示すリフォーム工事を行うものとする。

空気環境(シックハウス対策)	建築基準法(昭和25年法律第2の1号)第28条の2の規定に基づくシックハウス対策(内装仕上げ規制)の実施	
地域材利用	いざれかの選択項目を一つ以上採用すること	内装仕上げに県内産の木材を使用 内装仕上げに土佐和紙等の県内産の建築資材を使用

別表 断熱改修設計基準

断熱改修範囲 (いずれかのゾーンを選択)		左記の断熱改修工事の範囲において、次の組み合わせのいずれかを実施																								
		改修箇所	開口部 ※				屋根又は天井			外壁			床			外壁及び間仕切り壁										
			改修後の熱貫流率 (W/m²K)				改修後の熱抵抗値 (m²K/W)																			
		基準値	2.33以下		2.33超～3.49以下		3.49超～4.65以下		4.65超	屋根:4.6 天井:4.0		1.8		2.2 ※気流止め設置時		1.2		床:2.2		0.9						
「居間+脱衣室」又は「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下	改修仕様(例)	木製(又はプラスチック製)サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	金属・プラスチック(木)複合構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	木製(又はプラスチック製)サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	金属製遮断構造サッシ+低放射複層ガラス(A12)に交換	2重サッシ又は複層ガラス+A6に交換	既存単板ガラス+断熱フィルム貼り	熱伝導率区分C [λ=0.04～0.035]	熱伝導率区分D [λ=0.034～0.029]																
			屋根: 185mm 天井: 160mm	屋根: 160mm 天井: 140mm	75mm	65mm	90mm	75mm	50mm	45mm	90mm	75mm	40mm	35mm	90mm	75mm	50mm	45mm	90mm	75mm	50mm	45mm				
			1	●			●																			
			2	●						●																
			3	●										●												
			4	●															●							
			5	●						●																
			6	●									●													
			7	●												●										
			8	●															●							
			9		●			●																		
			10		●														●							
			11		●					●				●			●									
			12		●									●			●			●						
			13		●					●																
			14		●												●				●					
			15			●			●																	
			16			●										●			●							
			17			●							●								●					
			18			●				●			●			●			●							
			19				●		●																	
			20					●			●		●									●				
			21						●				●			●			●							

※ 小窓などの開口部において、その開口部の面積の合計が改修範囲の床面積の2%以下の場合については、断熱改修の対象から除外する。